

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで

昭和46年に結婚後すぐに妊娠し、前夫の母に年金のことを聞かれ「親になるんだから国民年金には入っていないとだめだよ。」と言われ、前夫の母、前夫、私の3人で同年10月頃にA市役所へ加入手続に行った。係の人から「20歳から加入できます。1年遡って入れます。」と言われ、前夫の母からも「そうできるのなら20歳から入りなさい。」と言われた。前夫も国民年金に入っていなかったため、夫婦二人で一緒に加入し、二人分の1年遡った国民年金保険料として6万円前後を前夫の母が払ってくれた。その後は私が夫婦二人分の保険料を納付し、51年頃からは口座振替で納めるようにした。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 オンラインシステムによる氏名索引から、申立人が申立期間当時在住していたB区で払い出され、生年月日が申立人と同日で、申立人の旧姓と同じであることから、申立人に払い出されたものと推認される国民年金手帳記号番号(\*)が確認でき、この国民年金手帳記号番号の納付記録を見ると、昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料は納付済みとなっている。

2 一方、申立人は、昭和46年10月頃夫婦と一緒に国民年金の加入手続をし、1年分遡った国民年金保険料として夫婦二人で6万円前後を納めたとしているが、46年10月時点で、夫婦二人分の未納分を1年分遡っ

て納付した場合の保険料額は1万800円であり、申立内容と異なる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月頃にその前夫と連番で払い出されており、払出時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を申立人と一緒にしたとするその前夫は、申立期間について未納であり、申立人が夫婦二人分の加入手続を行ったとする時期に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間当時、申立人に払い出されたと推認される国民年金手帳記号番号(\*)は昭和46年1月頃に払い出されており、当該国民年金手帳記号番号による納付記録を見ると、46年4月から同年6月までを除く全ての期間が未納となっており、申立人も国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について覚えていないとするなど、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年3月までの期間、平成5年3月、同年5月及び6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年7月から63年3月まで  
② 平成5年3月  
③ 平成5年5月  
④ 平成6年2月

申立期間①については、母が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたはずである。また、申立期間②、③及び④については、妻が納付してくれたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和63年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が9か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間②、③及び④について、申立人は、その妻が申立人の国民年金保険料納付をしてくれたはずであるとしているところ、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年8月頃に払い出されたと推認され、これからすると、申立期間②、③及び④は保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間②、③及び④の前後の期間は納付済みとなっており、申立人がそれぞれ1か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成2年3月まで  
申立期間の国民年金については、父が加入手続及び保険料納付をしてくれたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和63年11月から平成2年3月までについては、申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであるとし、その父は、申立人の保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得日から2年12月頃までに払い出されたと推認され、その時点では申立期間の保険料はまとめて納付することが可能であり、申立人が17か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父の申立期間に係る保険料は、納付済みとなっており、同居していた申立人の母の当該保険料も納付済みとなっている。

2 一方、申立期間のうち、昭和62年4月から63年10月までについても、申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、上記のとおり、平成2年12月頃と推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会におい

て、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年11月から平成2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から 62 年 1 月までの期間、63 年 12 月及び平成元年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月から同年 9 月まで  
② 昭和 61 年 11 月から 62 年 1 月まで  
③ 昭和 63 年 12 月及び平成元年 1 月

昭和 55 年以前の国民年金未加入期間については、記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続をしたことについて確信が持てないが、61 年以降の未加入期間については、会社を辞め厚生年金保険の被保険者資格を喪失すると、すぐに国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を自分自身又は妻と一緒に納付したはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、会社を辞め厚生年金保険の被保険者資格を喪失すると、すぐに国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を申立人自身又はその妻と一緒に納付したとしているところ、その妻はオンライン記録によると、申立期間①は納付済みとなっており、申立期間②及び③は、それぞれその直前が第 3 号被保険者であったものが第 1 号被保険者として保険料が納付済みとなっていることから、申立人の妻については国民年金の種別変更手続及び保険料納付を的確に行ったと考えられ、申立人について国民年金の加入手続及び保険料納付を行わなかったとは考え難い。

また、申立期間の前後の期間である昭和 56 年 3 月から 57 年 11 月までの期間、59 年 8 月から 60 年 8 月までの期間及び 62 年 6 月から 63 年 3 月

までの期間について、厚生年金保険と国民年金の切替手続が適切に行われており、国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人が申立期間①の7か月、申立期間②の3か月及び申立期間③の2か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録から、昭和62年4月21日に国民年金保険料が還付されていることが確認できるが、当該期間は強制加入期間であることから、還付する理由は見当たらず、当該事務処理は誤還付と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私の母親から「国民年金に早く加入したほうが良い。」と言われていたので、35 歳になった昭和 48 年頃に国民年金に加入した。送られてきた納付書で近所の A 市役所 B 支所（現在は、C 市役所 D 支所）で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から「国民年金に早く加入したほうが良い。」と言われていたので、35 歳になった昭和 48 年頃、A 市役所 B 支所で国民年金に任意加入し同支所で国民年金保険料を納付していたとしているところ、A 市（現在は、C 市）国民年金被保険者名簿では、申立期間が納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を全て納付しており、種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が、3 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

昭和46年頃、私の亡き妻がA村役場（現在は、B市役所C支所）で夫婦二人の国民年金の加入手続をした。当時のお金の管理や、各種の支払は全て平成18年に亡くなった妻に任せており、国民年金保険料は亡き妻が一括して納付した。申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年頃、A村役場でその妻（平成18年死亡）が夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、保険料はその妻が一括して納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、46年4月頃その妻と連番で払い出されたと推認され、その妻が保険料を一括納付したとする46年頃は第1回特例納付期間内（実施期間は、45年7月から47年6月まで）である上、申立人が所持する「納付書・領収証書」から、42年8月から42年9月までの期間について46年12月23日に、44年6月から45年3月までの期間について47年4月5日にそれぞれ特例納付していることが確認でき、申立期間についても特例納付をしたと考えるのが自然である。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間のうち、昭和42年10月から43年9月までは特例納付により、43年10月から44年3月までは記録訂正により納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間以外未納期間が無く、申立人の国民年金保

険料と一緒に納付したとする申立人の亡き妻の保険料も、未納期間は無く、納付意識は高かったと考えられるとともに、18 か月間と比較的短期間である当該申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支店に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和27年1月10日であると認められることから、申立人の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年7月及び同年8月は6,000円、同年9月から同年12月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月8日から27年1月10日まで  
昭和25年1月から平成2年12月までA株式会社に継続して勤務した。正確な年月は定かではないが、昭和26年頃に同社B支店から同社C支店に異動し、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の申立人の従業員カード、社会保険被保険者カード及び雇用保険の被保険者記録等により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社における申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間を除き、異動した各事業所における被保険者記録は継続（1日の未加入期間がある1か所を除く）しており、同社においては、転勤した従業員について継続して厚生年金保険の被保険者資格取得を行う方針であったことがうかがえる。

さらに、申立人のA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日を見ると、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では昭和26年7月8日となっているところ、健康保険労働者年金保険被保険者名簿では同年1月8日となっている上、同被保険者名簿に記載の「標準報酬等級並に適用年月日」欄には、同被保険者名簿に記載の資格

喪失日以降の同年3月及び同年9月の標準報酬月額の記事があり、申立期間当時の社会保険事務所（当時）における申立人に係る厚生年金保険の記録管理が適切でなかったと認められる。これらの記録を前提とすると、申立人がA株式会社B支店で26年7月8日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人がA株式会社B支店で昭和27年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿における申立人に係る記録から、昭和26年7月及び同年8月は6,000円、同年9月から同年12月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和41年1月21日、資格喪失日は同年9月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月21日から同年9月20日まで

申立期間は、A株式会社に経理事務員として勤務し、社会保険の事務手続等の業務にも従事していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元事業主及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和41年1月21日と記載された記録が確認できるが、標準報酬月額に係る同年10月の定時決定についても記載されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が被保険者資格取得日と同じ同年1月21日と記載されている上、被保険者資格の取得日を取り消した形跡は無く、備考欄にも、被保険者資格を取り消した旨の記載も無い。

また、上記事業所別被保険者名簿の記録の「喪失年月日」欄と同行の「届受番」欄には、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和41年9月20日）以降である「昭和41年10月7日」との記載と「証返」の押印がある。

さらに、上記事業所別被保険者名簿によると、同僚が申立人と同様に昭和41年9月19日まで勤務したとする同僚8人は、全て厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年同月20日となっており、被保険者資格取得の時期から標準報酬月額の時決定が不要であったと考えられる一人を除く7人に同年10月の時決定の記録がある。

加えて、B年金事務所では、厚生年金保険被保険者の資格取得日と資格喪失日が同じ日になることは通常考えられないとし、厚生年金保険の被保険者資格を取り消す場合、被保険者名簿の被保険者資格取得日に二重線を引き、備考欄にその旨を記載すると回答していることを踏まえると、社会保険事務所（当時）において、当該申立人の被保険者記録に係る厚生年金保険関係事務処理を誤ったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和41年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったと認められ、かつ、被保険者資格喪失日については、同年9月20日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿に記載の厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額から、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和30年2月25日に、同社における資格喪失日及び株式会社C（現在は、株式会社D）における資格取得日に係る記録を同年10月4日に訂正し、A株式会社における同年2月及び同年9月の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円、株式会社Cにおける同年10月から31年2月までの標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、両事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月25日から同年3月1日まで  
② 昭和30年9月30日から31年3月4日まで

申立期間において、株式会社C及びA株式会社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社D提出の申立人に係る店員名簿、複数の同僚の供述及び株式会社CとA株式会社の間を異動した者の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めて株式会社C及び同社の関連会社であるA株式会社に継続して勤務し（昭和30年2月25日に株式会社CからA株式会社に異動し、同年10月4日に再度A株式会社から株式会社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人の記録から、昭和30年2月及び同年9月は1万2,000円、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人の記録から、同年10月から31年2月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の両事業主による納付義務の履行については、B株式会社及び株式会社Dでは、申立期間当時の厚生年金保険関係資料を保管していないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、両事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和35年12月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年12月から38年9月までを1万円、同年10月から39年1月までを1万2,000円、同年2月から同年4月までを1万4,000円、同年5月を1万6,000円、同年6月から40年9月までを2万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から40年10月1日まで  
昭和35年12月1日から41年4月20日までA株式会社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は40年10月1日となっている。  
申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社において厚生年金保険関係事務を担当していたとする事業主の親族の供述から、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和40年10月1日にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、整理番号（健康保険証番号）1番から5番までの被保険者のうち、申立人（整理番号\*番）を除く4人（上記の事業主の親族は、これら4人は、A株式会社の設立当初（35年2月\*日）からのメンバーであると供述）の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の35年12月1日とされており、このうち、整理番号1番及び5番については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（「昭和43年3月16日書換」との記載有り）に記載があり、資格取得日もオンライン記録と同日であることが確認

できる。

さらに、上記の事業主の親族は、申立人の資格取得日を昭和 35 年 12 月 1 日と届け出たと思うと供述している上、申立人は、同社の設立当初のメンバーより少し遅れて入社したとしているところ、同社の設立時期と厚生年金保険の適用事業所となった時期に約 10 か月間のずれがあること、申立人及び上記の会社設立当初からのメンバーとする 4 人が連続した整理番号であることを踏まえると、同社においては、当時、申立人を含む 5 人の被保険者資格取得手続を同時に行ったものと推認される。

加えて、日本年金機構 B 事務センターでは、当該事業所に係る厚生年金保険記号番号払出簿に記載された上記 2 番、3 番及び 5 番の被保険者資格取得日の記録からみて、これらの者については昭和 35 年 12 月 1 日付けで当該事業所に係る資格取得届けが行われたと考えられ、申立人についても、断定はできないが、同日付けで資格取得届出が行われたのではないかと思われると述べている。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、被保険者資格を取得した被保険者は、申立人及び次の一人を除き、ほぼ資格取得年月日順に整理番号が付されている。

なお、オンライン記録によると、整理番号「43」が二人に付されており、そのうち、前述の一人の被保険者資格取得日は、前後の整理番号の者（被保険者資格取得日は、二人とも昭和 39 年 8 月 3 日）より 1 年以上前の 38 年 3 月 11 日となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 35 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、全申立期間に当該事業所に在籍した被保険者 3 人のオンライン記録における標準報酬月額から、昭和 35 年 12 月から 38 年 9 月までを 1 万円、同年 10 月から 39 年 1 月までを 1 万 2,000 円、同年 2 月から同年 4 月までを 1 万 4,000 円、同年 5 月を 1 万 6,000 円、同年 6 月から 40 年 9 月までを 2 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者期間については、事業主は、申立人が昭和17年11月11日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所に係る資格喪失日は、18年9月1日であったと認められることから、17年11月11日から18年9月1日までとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については20円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月11日から18年8月頃まで  
昭和17年11月からA社（以下「B社」という。）に勤務したが、勤務した期間における厚生年金保険の記録が無い。その後勤めたC株式会社へはB社を辞めて間もなく行ったと思うので厚生年金保険の記録が続いていると思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするB社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で同一生年月日である者が、昭和17年11月11日に被保険者資格を取得しているが、被保険者資格の喪失日が空白となっている記録が確認できる。

また、申立人は、「14歳で高等小学校を卒業し、親が家の近くのB社を見付けてくれたので1年ほど勤めた。」と述べているが、B社の所在地やD業務に関する供述は具体的であるとともに、前述の被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず未統合となっていることから、当該記録は申立人の記録と認められる。

一方、申立人は、B社からC株式会社に転職した経緯について、「B社に勤めていた時に、親が転職先として軍需工場であるC株式会社を見付けてくれ、家の近くでもあるし、しっかりした会社だからとすすめられてB社を辞め、すぐに同社に転職した。」と具体的に記憶しており、B社とC

株式会社は近接した場所にあることから、申立人がB社を辞めてからC株式会社に入社するまで、期間を置く事情は見当たらないとともに、複数の同僚の推認される入社日から資格取得日までの期間に係る検討結果から判断すると、申立人は、少なくとも昭和18年8月末まではB社に勤めていたと推認できる。

また、日本年金機構本部記録管理部では、当時、B社を管轄していたと推認される社会保険事務所に保存されている当時の適用事業所名簿及び備忘録では、B社に係る事業所の記録は確認できず、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認できないとしているとともに、記号番号払出（補助）簿においては、申立人の被保険者台帳の被保険者番号と同じ番号の氏名欄は空白となっており、申立人のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録については、資格喪失日が記載されていない厚生年金保険被保険者台帳以外に確認できない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格喪失の記録が無いことの原因としては、前記諸記録のうち、申立人の前記台帳のみが厚生省保険局（当時）で一元管理されていたことを踏まえると、戦時下の混乱に伴う事業主の届出漏れのほか、社会保険事務所の記録の管理に原因があった可能性が考えられるが、戦時中であった申立期間から半世紀以上も経た今日において、保険者も健康保険厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれかにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が昭和18年8月頃まで継続勤務した事実が推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が17年11月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は18年9月1日とすることが妥当と判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、B社に係る厚生年金保険被保険者台帳における未統合記録から、20円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成12年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②のうち、平成10年10月及び同年11月、11年3月、同年7月及び同年8月、12年1月、同年3月から同年5月までの標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年6月30日から同年7月1日まで  
② 平成10年10月1日から12年6月30日まで

私は、申立期間に株式会社AでB職として勤務していた。平成12年6月30日に退職したが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険の資格喪失日が同日になっている。資格喪失日は退職日の翌日の同年7月1日になるはずで、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

また、平成10年10月から12年5月までの期間に係る標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された株式会社Aの給与明細書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社から提出された健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書から申立人の資格喪失日は平成12年6月30日となっていることが確認できるところ、事業主が申立人の資格喪失に係る届出の誤りを認めていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が保管する申立事業所に係る給与明細書により、申立人は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(19万円)を超える標準報酬月額(20万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成10年10月及び同年11月、11年3月、同年7月及び同年8月、12年1月、同年3月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成10年12月及び12年2月の標準報酬月額については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(1万7,350円)に見合う標準報酬月額(20万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(19万円)よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額(10年12月は17万8,823円、12年2月は18万720円)に見合う標準報酬月額(18万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(19万円)より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらな

いため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち平成 11 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 9 月から同年 12 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から 19 万円と認められ、オンライン記録と同額である。

なお、申立人の申立期間②のうち平成 10 年 10 月及び同年 11 月、11 年 3 月、同年 7 月及び同年 8 月、12 年 1 月、同年 3 月から同年 5 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 埼玉国民年金 事案 4000

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 4 月まで  
申立期間については、主人の A 国への転勤に伴い B 地に在住していたが、長女出産のため、昭和 59 年 6 月 15 日に帰国し、同月 18 日に C 市に転居届の提出と国民年金への再加入手続を行い、その後は D 市に転居する 60 年 4 月まで C 市で国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、長女出産のため、A 国から昭和 59 年 6 月 15 日に帰国し、同月 18 日に C 市に転居届の提出と国民年金への再加入手続を行って、その後は C 市で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日の履歴では、強制加入被保険者資格を 54 年 2 月 1 日に取得して、申立期間以前の 55 年 6 月 9 日に同被保険者資格を喪失し、その後は申立期間以後の 60 年 5 月 1 日に D 市で任意加入している記録となっており、申立期間の国民年金加入の記録が確認できない。

また、C 市役所保管の申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）においても、申立期間の国民年金加入の記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 4001

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成 3 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成 3 年 7 月まで

私は、昭和 61 年 3 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続をしてから、毎年、年度初めに国民年金保険料の納付書が市役所から郵送されたので、毎月、A 市役所窓口で納付した記憶がある。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 61 年 3 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続をしてから、毎年、年度初めに国民年金保険料の納付書が市役所から郵送されたので、毎月、A 市役所窓口で納付したとしている。しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、申立人が平成 5 年 11 月に居住した B 町を管轄する「C」の交付されたことを示す押印があり、住所も B 町と記載されているとともに、「初めて被保険者となった日」欄に「平成 5 年 1 月 21 日」と記載されていること、及びオンライン記録でも資格取得年月日は同じ「平 5. 1. 21」と記録されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 6 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 4002 (事案 2143 及び 3581 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 47 年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 4 月から 51 年 12 月まで

申立期間当時、私は両親とともにA社を営んでいたが、国民年金については当時在住していたB区役所のC出張所で加入手続を行い、保険料はD町の郵便局で母か私が納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

このことについて、母から証言を得たので再申立てをする。

また、知り合いの弁護士にも相談しているので、その弁護士からも話を聞いて審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 11 月頃の時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、また、申立期間②については、保険料額及び納付方法の記憶が曖昧である上、親族からも証言を得ることができず、納付状況が不明であるなどとして、申立期間について、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間の保険料納付を示す新たな資料として、その母の証言を記載した手紙及び録音テープを提出したが、その証言内容から申立期間の保険料の納付時期、納付期間、納付金額等、具体的な納付状況を確認することはできなかった。

また、申立人が知り合いであるとする弁護士からも証言を得ようとしたが、その弁護士は申立人の国民年金には関与していないとの回答であった。

上記のことから、申立人の母及び当該弁護士の証言は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年5月まで

平成9年3月頃、私はそれまで勤務していた会社を退職したので、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に半年間又は1年間分ぐらのまとまった期間の国民年金保険料も一緒に前納した。その後、同年6月に就職した際には、その勤務先の経理担当から「前倒しで納付しているので、それを消化してから加入する。」という内容のことを言われた記憶があり、このことから、申立期間の保険料は納付されているものと認識していた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月頃に、それまで勤務していた会社を退職し、A市役所において国民年金の加入手続を行い、その際に半年間又は1年間分ぐらのまとまった期間の国民年金保険料を前納し、同年6月に就職した際には、その勤務先の経理担当から「前倒しで納付しているので、それを消化してから加入する。」という内容のことを言われたとしている。しかしながら、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の9年6月から厚生年金保険被保険者となっていることが確認でき、申立人が9年3月に半年分又は1年分の国民年金保険料を前納したとすると、申立人が厚生年金保険被保険者となった同年6月以降の保険料は厚生年金保険料との重複納付となり、制度上、その期間の保険料は還付されることから、申立人が勤務先の経理担当から「前倒しで納付しているので、それを消化してから加入する。」という内容のことを言われたとする記憶と齟齬がある。

また、上述の厚生年金保険料と重複納付となる期間の国民年金保険料について、申立人は、還付手続を行った記憶は無く、オンライン記録上にお

いても、当該期間の保険料が還付された記録は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立期間の国民年金被保険者資格取得及び資格喪失に係る記録は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 4 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで  
② 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで

私が 20 歳になったのを機会に母が昭和 63 年 \* 月 \* 日に国民年金の加入手続を行い、就職した平成 5 年 3 月まで保険料を納付していたはずである。申立期間①が未納及び申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20 歳になったのを機会にその母が昭和 63 年 \* 月 \* 日に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとするその母から具体的な申述が得られず、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 3 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」では平成元年 4 月 1 日に国民年金の資格を喪失し、その後 3 年 4 月 1 日に国民年金の資格を取得したことが記載されていて、A 区の公印も

押されており、これはオンライン記録と一致していることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から47年3月まで

申立期間当時は会社を退職して職探しやAの仕事をしていましたが、昭和45年2月頃、父がB町役場で私の国民年金の加入手続をして保険料も郵便局で納付してくれていたと思う。実家と離れて暮らしていたので詳しいことは分からないが、国民年金に加入していることを聞いたことがある。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月頃、その父が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに国民年金保険料も納付してくれていたはずだと主張しているが、その父は既に他界しており、申立人も加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号払出状況から昭和48年1月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間の一部は時効により保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から10年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から10年7月まで

私は、A国留学のため、国民年金の免除申請をB市役所（現在は、C市役所）で手続きをした。今回、被保険者記録照会回答票で免除期間になっていないことが分かった。申立期間の国民年金保険料が免除になっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請について、申立期間前年の秋か冬に手続きを1回のみしたと主張しているが、C市では、申立人が免除申請したと主張する期間が厚生年金保険被保険者期間中であり、同期間中に国民年金の加入及び免除申請は受け付けていないとし、当時、免除申請は年度別に行うことになっていたことから、複数年の免除申請も認められていなかったとしている上、同市の国民年金に係る記録では、申立期間は免除期間となっていない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成9年1月1日から11年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間について、11年6月24日に未加入期間国年適用勧奨が行われており、当該時点で遡って免除申請をすることはできないことから、免除申請をした事情が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い、承認されたことを確認できる資料（免除申請書の写し、免除申請通知書等）は無く、ほかに免除申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から12年12月まで

私は、ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が免除になっていないことが分かった。私は、平成7年10月からの海外留学期間を含めて昭和60年4月から平成13年1月まで学生で、3年4月から毎年免除申請を行ってきたが、平成11年度以降の申立期間が免除になっていない。7年10月以降の海外留学中と同様な状態にもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が免除になっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人又はその母が平成3年4月から12年12月までの期間の国民年金保険料の免除申請を毎年2月か3月に行ってきたが、申立期間のみ免除されていないと主張しているが、申立人の免除申請について、A市役所の独自の台帳に「H11年度一般免除却下」、「H12年度一般免除却下」と記載されていることから、免除申請は認められていないものと確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 56 年 3 月まで

私は、ねんきん特別便が来て国民年金保険料の未納期間があることが分かった。自営業の経営と生活のやり繰りや各種手続など全て行っていた父が、国民年金の加入手続と保険料納付をしてくれた。父は、妻と両親の分を含めて家族 4 人の保険料納付をしてくれたと思う。家族の保険料が納付済みであるのに私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業経営及び生活のやり繰りや各種手続など全てを取り仕切ってきた申立人の父が、申立人の妻及び両親の分を含めて 4 人の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父は既に他界している上、申立人も加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和 55 年 6 月 30 日に払い出されており、この払出時点からすると、申立期間のうち、昭和 54 年度の国民年金保険料は遡って納付するほかはなく、申立人を含め家族 4 人の保険料を一緒に納付してきたという主張に齟齬がある上、申立人が所持している 55 年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書には領収印が無く、使用された形跡もうかがわれないことから、55 年度の保険料は納付したものと認められない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 4010（事案 3338 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 63 年 12 月まで

私は、離婚後の平成 3 年 1 月頃、A 市で国民年金加入手続をし、その時に B 地にいた頃の納付記録も調べてもらったが、納付記録は無いとのことであった。その後の 7 年 6 月 7 日に再度 B 地にいた頃の記録を確認してもらうために C 社会保険事務所（当時）に行ったとき、窓口職員から「今なら 10 年分の支払ができます。」と言われ、A 4 サイズの用紙に必要な保険料額を書いてもらい、すぐに D 銀行（現在は、E 銀行）F 支店に行き 80 万円を引き出して、その日のうちに社会保険事務所の窓口で納付した。その時に、A 4 サイズの手書きの領収書もらったが、9 年頃にまた、G 市にいた頃の記録を確認するために C 社会保険事務所に行ったときに対応した職員に年金手帳があれば領収書は必要が無いと言って取り上げられてしまった。対応した職員は 7 年 6 月に遡って保険料を納付したときに対応した職員だったことも覚えている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、先に昭和 57 年 1 月から平成 3 年 12 月までの国民年金保険料を納付したと申し立てたが、この申立てについては、保険料の工面方法や申立期間に含まれる納付済期間の納付方法についての申述が変更されるなど申立人の記憶が曖昧であり、保険料を納付したとする時点で制度上遡って納付できない期間であるなど、申立人の主張には不自然さがみられるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、遡って納付したとする時期と納付期間に記憶違いがあ

ったとして、納付時期と納付期間を変更して、平成7年6月7日に昭和54年1月から63年12月までの国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人が遡って納付したとする平成7年6月7日の時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとまで判断するに足る事情を得られなかったことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 21 日から 60 年 4 月 8 日まで  
昭和 55 年 8 月から平成 2 年 10 月 3 日まで株式会社 A に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚等から、申立人が申立期間に株式会社 A に勤務していたとの供述を得られたものの、株式会社 A では、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は保管していないことから、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除等については不明としている上、申立期間当時の代表取締役及び同僚からも、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

なお、株式会社 A における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、オンライン記録と同じ昭和 55 年 11 月 21 日に被保険者資格を喪失し、同原票の「証返納年月日」欄には「55.11.22」と記載され、健康保険証が返納された旨の記載もある上、別の同原票には 58 年 4 月 1 日に取得した被保険者資格が取り消された旨の記載があるところ、オンライン記録によると、申立人と同様に被保険者資格を取り消された同僚 7 人のうち 5 人の国民年金の記録は、前記の取り消された被保険者資格取得日において、国民年金保険料納付済期間又は法定免除期間となっている。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで  
② 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

申立期間①においてはA株式会社、申立期間②においてはB株式会社  
に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、A株式会社では、申立期間①当時、申立人は同社に勤務していないとしている上、同僚からも申立人の申立期間①における同社での勤務実態について供述を得られない。

また、申立人が申立期間①当時、A株式会社で雇用保険の被保険者であった記録も確認できない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②について、B株式会社提出の労働者名簿の記録（雇用期間：平成 13 年 8 月 20 日から 14 年 3 月 1 日まで）及び同社における雇用保険の被保険者記録（13 年 11 月 1 日から 14 年 3 月 1 日まで）から、申立人が申立期間②の一部期間に同社に勤務していたことは確認できるものの、ほかの期間については、同僚から申立人の勤務実態について供述を得られない上、雇用保険の記録から、申立人が雇用保険の傷病手当及び基本手当を受給（13 年 3 月 21 日から同年 8 月 19 日まで）してい

たことが確認できる。

また、B株式会社では、同社保管の申立人に係る給与明細書の記載等から、上記労働者名簿で確認できる申立人の勤務期間においては、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないとしており、同社提出の平成13年11月分及び同年12月分の給与明細書においても、申立人の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同僚からも申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

なお、オンライン記録によると、申立人の申立期間②を含む平成12年9月から14年2月までについては、国民年金保険料の納付済期間となっている。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4957（事案 1042 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 31 日まで  
昭和 38 年 4 月から平成 11 年 12 月まで A 株式会社 B 支店に勤務した。  
昭和 43 年 10 月 1 日付けで、標準報酬月額が 4 万 5,000 円から 3 万 3,000 円に下がった。43 年当時の給与の金額が下がった覚えは無いので、標準報酬月額が下がったことに納得できない。

前回の審議結果に納得できないので、再度審議願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が保管する A 株式会社の社員手帳により、昭和 42 年から 44 年までにかけて基本給の金額が上がっていることは確認できるものの、同社本店及び同社 B 支店では、申立期間当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等は保管しておらず、申立人に対して支給されていた手当の種類等は不明であり、申立期間について申立人の標準報酬月額が下がった理由も不明としていること、43 年当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、A 株式会社本店から新たに提出された社会保険被保険者台帳によれば、申立期間前後と比べて申立期間の報酬月額は低くなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に記載の標準報酬月額に相当するものとなっている上、同台帳に記載の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

また、今回新たに照会した同僚からは、申立人の給与額に係る供述は得

られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から同年 10 月まで  
高校卒業後、昭和 34 年 4 月から 6 か月間、A局の臨時職員でB業務に従事したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

期間の特定はできないが、同僚から申立人がA局に雇用されていたとの供述は得られたものの、A局の厚生年金保険関係事務を引き継いだC局では、当時の厚生年金保険関係資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている上、同僚からも申立人の保険料の控除について具体的な供述は得られない。

なお、A局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の記録は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出票に申立人の記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月まで  
② 昭和 44 年 3 月から 47 年 8 月まで  
③ 昭和 49 年 10 月から 50 年 6 月まで  
④ 昭和 52 年 1 月から同年 6 月まで  
⑤ 昭和 59 年 12 月から 60 年 7 月まで  
⑥ 平成 9 年 12 月から 11 年 9 月まで

年金事務所の記録では、申立期間①及び⑤のA社（現在は、株式会社B）、申立期間②のC社（現在は、株式会社D）、申立期間③の有限会社E、申立期間④の有限会社F、申立期間⑥の株式会社Gに勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び⑤について、オンライン記録から、株式会社Bは平成19年7月1日に適用事業所になっており、当該期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、当該期間に「適用届けを出していないのだから保険料を控除していない。」としている上、申立人も上司及び同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①及び⑤当時の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、申立人が申立期間①及び⑤において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、当該期間に健康保険厚生年金保険被保険者原票で被保険者記録がある同僚 34 人に照会し、11 人から回答があり、二人が申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたものと推認できるが、株式会社Dの事業主は、「当時の資料が保存されておらず在籍の確認ができないが、当時の申立人の年齢では学生アルバイトでH業務をしていたなら年金には加入していないだろう。」と供述している。

また、上記回答者の一人から、「自分も中学在学中はアルバイトで、卒業後に専業となり厚生年金保険に加入できた。」との供述が得られた。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。
- 3 申立期間③について、有限会社Eが厚生年金保険の適用事業所であることの記録を確認することができない。

また、当該事業所の事業主の所在は不明であり、申立人も上司及び同僚の名前を記憶していないことから、申立期間③当時の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。
- 4 申立期間④について、適用事業所名簿から有限会社Fは昭和 54 年 11 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間④においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の事業主の所在は不明であり、申立人が上司及び同僚の名前を記憶していないことから、申立期間④当時の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、申立人が申立期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。
- 5 申立期間⑥について、株式会社Gの事業主は、申立人が平成 11 年 2 月 17 日から同年 9 月 21 日まで勤務していたとしていることから、申立期間⑥の一部については、申立人が同社に勤務していたものと推認できるが、当該事業主は「申立人は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、申立期間⑥の一部について別の事業所での雇用

保険の加入記録が確認できる。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録が確認できず、申立期間⑥において、I市役所及びJ市役所における国民健康保険の加入記録が確認できる上、申立人が申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

6 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
ねんきん特別便で、A株式会社の厚生年金保険の加入期間が1日誤っていることを知った。転職のための退職であり、社会保険事務担当者には厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じないように依頼していたので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA株式会社の健康保険組合及び企業年金基金の記録では、申立人が平成10年10月31日に資格を喪失していることが確認できる上、雇用保険の被保険者総合照会回答書では離職日は10年10月30日となっている。

また、当該事業所の社員情報システムの記録では申立人の退職年月日は平成10年10月30日となっており、申立人自身も最終出勤日は同日としている。

さらに、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、次に被保険者資格を取得したB社が保管する「平成10年分給与所得の源泉徴収票」（前職を含む）の社会保険料控除等の金額は申立期間を除いた保険料とほぼ一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から28年12月まで  
昭和21年6月から28年12月まで、A町所在のB社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録に同社の記録が無い。同社に勤務していた当時、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA町所在のB社は適用事業所名簿によると、申立人の申立期間のうち、昭和26年12月1日から28年7月1日まで適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所において3人が被保険者資格を取得しているが、申立人の被保険者資格取得の記録は確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が当該事業所で被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、当時の事業主及び従業員は所在不明であり、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月頃から同年 11 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月頃から、A 町のマンション 3 階にあった名称は明確には覚えておらず正しくは分からないが、B 社という事業所に勤務していた。同社は C 業をしており、同年の夏頃に D 駅近くの百貨店の催事場で販売した覚えがある。給料から厚生年金保険料が天引きされていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録から、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、類似名称の事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録からも申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、勤務していた事業所の名称を明確に記憶しておらず、申立人が供述している百貨店及び同事業所が入居していたとするマンションの管理会社に事業所名称等を照会したが、申立期間当時の資料が無く確認することができなかった。

さらに、申立事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

加えて、申立人は、事業主及び同僚のフルネームを覚えていないため、これらに照会することができず、唯一フルネームを記憶していた同僚は、住所不明のため、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等の供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人

の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び  
周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 37 年 3 月に A 株式会社 に B 担当として入社し、39 年 1 月まで継続して勤務した。途中で退職した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚照会により申立人が A 株式会社 に勤務していたとする供述が複数名から得られたが、申立人が入社したとする時期及び申立期間について継続して勤務したとする具体的な供述を得ることができない上、申立人が昭和 37 年 9 月に行ったとする、社員旅行時の写真に写っている同僚二人について、申立人は、当該同僚一人については「自分が入社した直後かほとんど同じ時期に入社した。」、残り一人については「多分自分より後に入社したと思う。」としているところ、当該同僚の同社での厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも 37 年 10 月 1 日である。

また、A 株式会社は、同社を管轄する法務局に商業登記簿の保管は無いが、事業所記号順索引簿によると、昭和 40 年 12 月 \* 日に C 株式会社 に名称変更したことが確認できるところ、C 株式会社は、「申立期間当時の資料の保存が無いため回答をすることができない。」としている上、申立期間当時の社会保険事務担当者を確認することができないため、申立人の申立期間における継続勤務及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認をすることができない。

さらに、申立人は、A 株式会社 に係る事業所別被保険者名簿によると、同社において、昭和 37 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年同月 30 日に資格を喪失後、約 7 か月後の同年 10 月 1 日に同社に

において再度資格を取得しており、同年3月30日から同年10月1日までの申立期間の被保険者記録が無いところ、申立人を除く二人の同僚についても申立人と同様、資格を取得した約1か月以内に資格を喪失し、約7か月から約10か月後までに再度資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該被保険者期間の欠落がみられる同僚二人のうち、所在が確認できる一人に確認したところ、「一旦辞めて再度A株式会社に就職した。」としている。

なお、A株式会社での申立期間前の被保険者期間（1か月）の資格を取得した際の申立人の生年月日は昭和18年2月3日（申立人の生年月日は19年\*月\*日）と誤って記録されている上、申立人は、同社入社時にはD免許を取得していなかったとしているところ、当該期間の資格取得時の標準報酬月額、同じ職種のD免許取得者である先輩同僚二人の標準報酬月額（2万6,000円、1万6,000円）を大きく上回る、申立期間当時の最高等級額（3万6,000円）であることがA株式会社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで  
年金記録の株式会社 A（現在は、株式会社 B）における資格喪失日の記録が昭和 52 年 7 月 29 日になっているが、実際に勤務した期間と相違するため同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A に昭和 52 年 7 月 29 日（金）まで勤務していたことから、同年同月 31 日（日）付けで退職手続をしたにもかかわらず、会社の都合により、同年同月 29 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失されたと主張している。

しかしながら、株式会社 B の事業主は、「当時の届出関連資料は、昭和 61 年以前のは廃棄処分及び事業所の統廃合により行方不明になっていることから、申立人の申立期間に係る資格喪失の届出及び厚生年金保険料の納付についての詳細は不明であるが、当時は退職日を資格喪失日として社会保険関係の手続をしており、休日、祝日は考慮していない。」と回答しているところ、申立人と同職種の複数の同僚は、「自分の退職日と厚生年金保険の資格喪失日に違いは無い。」と供述している。

また、当時の社会保険事務手続を担当していた元同僚は、「当時は毎月 5 人から 10 人くらいの入退職者があり、その都度厚生年金保険被保険者資格得喪届を社会保険事務所（当時）に提出していた記憶がある。」と供述しており、当該事業所の複数の元従業員における資格喪失日は、事業主の回答及び元同僚の供述と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。